

SNS を活用した就職氷河期世代への情報アウトリーチ事業業務委託
企画提案コンペにかかる質問への回答

質問1 SNS アカウントは Twitter、note のみの活用を想定し、他の SNS の活用はしないという理解でよいでしょうか？

回答1 Twitter、note を活用した情報発信を想定しています。
ただし、他の SNS を活用することを妨げるものではありません。

質問2 一部業務の専門業者への再委託はどの程度まで認められますか？（予算内比率など）

回答2 原則として契約業務の再委託は認められません。ただし、県の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではありません。

業務の一部を再委託されたい場合は、契約後、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性、再委託予定者を選定した理由、再委託の金額等について記載した書面を県に提出していただきます。

その内容に基づき、県が再委託の可否を判断します。

なお、金額の上限は定めていません。